

乗するところとなり、右採炭夫を利用して従業員の動搖を圖らんとし、同人が宮崎縣出身なので同縣出身者たる約三十名の同縣人を目標にして、十七日午後三時西坑田川支部長等炭坑當局に、坑内通氣の完全八時間労働等の要求を出して拒絶されたので、同日午後七時坑内納屋に争議團事務所を設け闘争を開始したのである。

十、要求條項並に争議の經過

六月十七日夜西鐵本部よりの來援者は炭坑側に阻止され坑所内争議團事務所に入ることが出来なかつたので、翌十八日朝隣村の西鐵川崎分會事務所に争議團本部を移轉し、組合本部書記長並に田川支部長協議の上同日午前十一時次の要求書を炭坑當局に提出回答を求めた。

要 求 書

- 1、坑内通氣を完全にすること
  - 2、労働時間を八時間に〳すること
  - 3、最低賃金を二圓とすること
  - 4、坑内係櫻木、高瀬を即時解雇すること
  - 5、安全燈マイト代は會社負擔とすること
  - 6、人車を坑口迄昇坑させよ
  - 7、風呂場を改善すること
  - 8、坑内に冷水を下げよ
  - 9、年功賞與を制定せよ
  - 10、納屋を改善すること
- 附 帯 條 件
- 11、争議費用會社全額負擔
  - 12、參加者を敵首せざること